社会福祉法人倶知安福祉会

費用弁償に関する規程

社会福祉法人倶知安福祉会

社会福祉法人倶知安福祉会
費用弁償に関する規程

(目 的)

第１条　この規程は、次に掲げる役員等の費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

1. 理事(但し、職員である者を除く)
2. 監事
3. 評議員
4. 評議員選任解任 委員会委員(但し、職員である者を除く)
5. 運営推進会議委員
6. その他理事長が必要と認める者

(費用弁償)

第2条　前条第１項及び第２項の役員が理事会並びに監査会に出席したときは、１日につき 13,000 円の費用を弁償する。

2. 前条第１項から第３項の役員等が評議員会に出席したときは、１日につき 8,500 円の費用を弁償する。

3. 前条第４項並びに第６項その他理事長が必要と認める者が会議に出席したときは、１日につき 5,500 円の費用を弁償する。

4. 前条第５項の運営推進会議委員が運営推進会議に出席したときは、１日につき 2,000 円の費用を弁償する。

5. 公務のため旅行したときは、旅費規程を準用する。

(費用の支給方法)

第3条　費用は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2. 口座振込の場合は、各年の１月～１２月分をまとめた額を１２月に支給することができる。

3. 費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

附則　　この規程は昭和 58 年 11 月１日から施行する。

附則　　この規程は昭和60年4月1日から施行する。

附則　　この規程は平成13年4月1日から施行する。

附則　　この規程は平成20年4月1日から施行する。(平成21年3月26日開催理事会にて遡及承認)

附則　　この規程は、平成23年4月1日から施行する。(平成23年3月25日開催理事会にて承認)

附則　　この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月21日開催理事会にて承認)
　但し、社会福祉法会等の一部を改定する法律(平成28年3月31日法律第21号)附則第9条の規定により行う評議員の選任は、本細則第2章の例により行うものであり、定款変更認可申請に係る北海道知事の認可日から施行するものとする。

附則　　この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年4月1日開催理事会にて承認)

附則　　この規程は、令和8年10月15日から施行する。(令和8年10月15日開催理事会にて承認)